

# 宮津市建築物耐震改修促進計画の概要

## 社会的背景

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の制定（平成7年）

新潟県中越地震など活断層地震の頻発、東南海・南海地震等の発生の切迫化

中央防災会議「地震防災戦略」  
死者数及び経済的損失を半減化

地震防災推進会議提言  
住宅及び特定建築物の耐震化率目標 90%

耐震改修促進法改正（平成18年1月）→ 市町村耐震改修促進計画の策定が努力義務化された  
（国の基本方針及び都道府県建築物耐震改修促進計画を勘案して策定）  
・計画的な耐震化の推進  
・建築物に対する指導等の強化  
・支援措置の強化

## 計画の概要

### 耐震化の現状と目標

#### 住宅

現状（平成15年）  
住宅総数 約8,500戸  
耐震性を満たす住宅 約39%  
木造住宅 約7,200戸  
内、耐震性を満たす住宅 約35%  
その他住宅 約1,300戸  
内、耐震性を満たす住宅 約62%

#### 目標（平成27年）

耐震性を満たす住宅 90%  
建替・耐震改修を行う木造住宅 約4,000戸  
同 其他住宅 約360戸

#### 公共建築物（市有）の目標

学校施設等、地震発生直後から機能維持が求められる防災対策上重要な機能を果たす施設について、計画的かつ重点的に耐震化を図る

#### 特定建築物（民間）の目標

用途や立地条件、建物の性格を踏まえ、効率的・効果的に耐震化の促進を図る

### 耐震化のための施策

#### 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

- ・耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組
  - ・環境整備や負担軽減の仕組みづくりをする。
  - ・耐震化の啓発や知識の普及等必要な施策を講じる。
- ・耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策
  - ・耐震診断、耐震改修の必要性や重要性の普及啓発。
  - ・国、京都府の補助制度を活用した助成制度を創設する。
  - ・所得税、固定資産税、法人税の特例措置等の周知に努める。
- ・安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備の取組
  - ・市民が安心して耐震診断等の依頼ができるように、京都府木造住宅耐震診断士の紹介を継続する。
  - ・耐震診断及び耐震改修の重要性を周知するための情報提供を積極的に行う等、環境整備に努める。
- ・耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取組
  - ・ハザードマップの作成 講習会、講座等の開催
  - ・相談体制の整備及び情報提供の充実 自治会等との連携

#### その他耐震化の促進に必要な事項

- ・所管行政庁等との連携 所管行政庁である京都府との連携
- ・計画の推進体制 京都府等で組織される「(仮称)京都府建築物耐震促進協議会」を活用し、意識啓発等を実施していく。

## 施策の効果

耐震化の進展

市民の安心・安全の向上